

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																	
住宅まちづくり部 公共建築室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、登録済の誤った旅行命令の取消しを忘れ、二重登録のまま承認されたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 600 1733 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払い旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成31年3月11日</td> <td>平成31年3月6日</td> <td>平成31年3月8日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成31年3月11日</td> <td>平成31年3月8日</td> <td>平成31年3月11日</td> <td>670円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払い旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成31年3月11日	平成31年3月6日	平成31年3月8日	460円	B	平成31年3月11日	平成31年3月8日	平成31年3月11日	670円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>旅費の過払いについては、令和元年7月11日に過払旅費額にかかる戻入調定を職員A及びBに対して行い、収納された。 また、決裁権者に対して今回の監査結果を周知し、注意喚起を行った。 今後とも、経費支出に当たっては大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行を行う。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払い旅費額													
		当初入力日	重複入力日																	
A	平成31年3月11日	平成31年3月6日	平成31年3月8日	460円																
B	平成31年3月11日	平成31年3月8日	平成31年3月11日	670円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和 年 月 日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）